

自転車関連事故多発!!

大正区内の 自転車関連事故の特徴とは？

大正通りなど幹線道路での発生が多い

- 車道への飛び出しや右側通行は非常に危険です。
- 歩道上は歩行者が優先です。

交差点や交差点付近での発生が多い

- 信号は必ず守りましょう。
- 「止まれ」の標識がある交差点では必ず止まって安全確認をしましょう。

自転車利用者の違反による事故が多い

- 違反しない人と比べ、違反をして事故に遭った人の重傷化率が高くなっています。

自転車に乗る時は
ヘルメット
をかぶって
下さいネ!



自転車関連事故の
発生地点

凡例

- 令和3年中
- 令和4年中
- 令和5年中



■ 自転車指導啓発重点路線
大正通り(大正橋から大運橋) と 難波境川線(大正橋から岩崎橋)

自転車の違反 取締り強化中！

大正警察では、自転車利用者の交通事故が多発する大正通りを「自転車指導啓発重点路線」と定め、交通事故の原因となっている信号無視などの危険なルール違反の取締りを強化しています。



危険なルール違反とは？

<p>1 信号無視</p>	<p>2 通行禁止違反</p> <p>通行禁止で自転車通行が禁止されている道路を通行する行為など</p>	<p>3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)</p>
<p>4 通行区分違反</p> <p>道路の中央から右側区分を通行する行為など</p>	<p>5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害</p> <p>自転車が行きやすい路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度で走行する行為</p>	<p>6 遮断踏切立入り</p>
<p>7 交差点安全進行義務違反等</p> <p>優先道路を通行する車両等の通行を妨げる行為など</p>	<p>8 交差点優先車妨害等</p> <p>交差点で右折時における、優先交通車両等の通行を妨げる行為</p>	<p>9 環状交差点安全進行義務違反等</p> <p>環状交差点の優先通行する車両等の通行を妨げる行為など</p>
<p>10 指定場所一時不停止等</p>	<p>11 歩道通行時の通行方法違反</p> <p>歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など</p>	<p>12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転</p> <p>ブレーキ装置が壊れたり、ブレーキの性能が不足な自転車に走行する行為</p>
<p>13 酒酔い運転</p>	<p>14 安全運転義務違反</p> <p>安全運転義務(安全運転義務)に違反する行為。また、他人に危害を加えるような速度や方法で運転する行為。また、安全運転義務に違反して、事故を起こした場合は、罰則されることとなります。</p>	<p>15 妨害運転(交通の危険のおそれ甚しい交通の危険)</p>